

田辺市国民健康保険条例（平成17年5月1日条例第116号）より抜粋

（国民健康保険運営協議会の委員の定数等）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により設置する田辺市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- （1） 被保険者を代表する委員 6人
- （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- （3） 公益を代表する委員 6人

2 前項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。